

請願第4号

最高裁判決に従い生活保護制度の充実を求める請願書

【請願趣旨】

最高裁判所は6月27日、生活保護基準引き下げ違憲訴訟（いのちのとりで裁判）で、2013年から行われた引き下げは違法であると原告勝訴の歴史的判決を言い渡しました。

画期的な勝利判決が出て、生活保護利用者の十余年にわたる困苦はすぐに解消されることにはなりません。一刻でも早く解消にむけた行政上の措置を求めるものです。

生活保護利用者は、平均6.5%、最大10%と大幅に生活扶助費の減額となり、その影響がこの十余年間続いた上に、現在の物価高騰、猛暑の激化で利用者の生活は、とても困難になっています。「バランスの取れた食事が摂れずに体重が3キロも減った」、「理由をつけて冠婚葬祭に欠席している」、「入浴回数を減らし、体臭を気にする毎日」など、長期にわたって生存権が侵害され続けており、もはや放置することは許されません。

生活保護基準は、保護基準を第1・十分位層（所得階層を十等分して一番低い層）との比較を考慮して決めるとなれば、際限ない基準引き下げとなることは明らかです。2028年の基準改定に向けて、早期に論議を開始して叡智を集めた方式となるよう求めるものです。

以下項目について、政府及び関係機関に、意見書の提出をお願いします。

【請願項目】

1. 生活保護基準引き下げ処分取り消し訴訟において、原告勝訴判決を受け入れ、基準を引き下げ前の2012年時に戻すこと。
2. 近年の物価高騰に見合う10%以上の大幅な基準引き上げを行うこと。
3. 次回基準改訂は、際限のない基準引き下げを招く第1・十分位（所得階層を十等分して一番低い層）との消費支出を比較する手法は改め、「健康で文化的な生活」水準を保障することのできる新たな方法で行うこと。

令和 7年 8月25日

請願者 大分県中津市耶馬溪町戸原1811-1
中津市生活と健康を守る会
事務局長 三上 あけみ

中津市議会議長 林 秀明 殿